

2021 春闘速報

石狩地域2021春季生活闘争闘争委員会

2021年8月6日発 第21号 発行責任者 吉田賢一 Tel011-210-1212 Fax011-210-1213

北海道地域最低賃金889円で結審!

28円の引き上げ、10月1日発効見込み

北海道地方最低賃金審議会（以下、審議会）は8月5日、第4回審議会を開催し、2021年度の北海道最低賃金を現行の861円から28円引き上げて889円に改正することで結審しました。発効日は本年10月1日となる見込みです。

現行の時間額表示に一本化された2002年以降の最高額であり、コロナ禍においても最低賃金を引き上げていくことの必要性が受け入れられたことや、28円の引き上げに伴い約40%のパート労働者の賃金引き上げに反映されることは、同一労働同一賃金の中小企業への適用等、有期・短時間・契約等労働者の待遇改善アプローチが進んでいることを踏まえれば評価できるものです。

本年度の審議に際して労働者側は、「雇用戦略対話」における合意や、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に示されている「より早期に全国加重平均1,000円をめざす」を踏まえた審議とあわせ、地域間格差の是正や「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる水準を実現するために、中央最低賃金審議会（以下、中賃）目安の28円にこだわらない大幅な引き上げおよび早期の発効等を強く求めました。

これに対して使用者側は、「コロナ禍が長期化しており、最賃の引き上げは赤字企業をさらなる窮状に追い込むことが懸念される」等として、現行水準の維持（引き上げ額0円）を主張しました。

審議会での議論は、労使譲らない激しい審議が続く中、公益側から『より早期に全国加重平均1,000円をめざす』に配慮するとともに、中賃から示された目安に関する公益委員見解等を総合的に勘案し、28円の引き上げ」が提案され、最終的に使用者側が反対したものの、公益・労働者側の賛成多数により結審しました。

本年度の改定は、改定額889円で2,000時間働いたとしても年収は約178万円にしかならず、最低賃金法第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」を達成するための生活できる賃金水準からして十分な改定額とは言えない。また、地域間格差の是正は拡大に一定の歯止めがかかったものの、1041円で結審したAランク東京都とCランク北海道の差は依然として152円のままとなっています。この状況を早急に是正しなければ将来的に都市部への労働力流出は避けられず、更なる改善策が欠かせない上、改定額889円は連合が求める「誰もが時給1,000円」との目標と乖離がある等、解決しなければならない課題が多くあります。

さらには、最低賃金引き上げが雇用調整の契機となることや、大企業が中小企業にコスト削減のしわ寄せをすることは断じて許されません。

審議を後方から支援いただいた地方議会における意見書採択、審議会ヤマ場に向けたFAX行動・集会などの取り組みに感謝申し上げます。今後は改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、更には8月から緩和・拡充された「業務改善助成金」等、中小・小規模企業が賃上げしやすい環境整備に向けた政府施策の周知と確実な実施、特定（産業別）最低賃金の引き上げを強く求めます。

【2021年度北海道地域最低賃金改正に関する連合北海道事務局長談話】